

## 山形市と学校法人玉川学園との連携・協力に関する基本協定書

山形市（以下「甲」という。）と学校法人玉川学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、観光、まちづくり、教育、文化、学術等の分野において相互に協力することにより、活力ある個性豊かな山形市の振興及び地域で活躍する人材の育成に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) まちづくりの推進に関すること。
- (3) 教育・文化の振興及び生涯学習の推進に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) 地域の活力を育む人材の育成に関すること。
- (6) 学生のインターンシップ及びフィールドワークに関すること。
- (7) その他甲と乙が必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都町田市玉川学園六丁目1番1号

学校法人玉川学園

理事長 小原 芳明